

様式第1号（第5条関係）



令和 3 年 4 月 1 日 ✓

笠岡市長 殿

所 在 地 笠岡市笠岡2627

協 議 会 名 笠岡地区まちづくり協議会

協 議 会 長 名 会長 榎 平 一



令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,978,000 円 ✓

【添付書類】

- (1) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号） ✓
- (2) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号） ✓
- (3) 事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類 ✓
- (4) まちづくり協議会の規約及び役員名簿 ✓
- (5) その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 笠岡地区まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から令和 4 年3月31日まで		
会議の開催予定	会議の種類	開催予定	
	通常総会	令和3年6月6日(日)9時30分から予定	
	役員会	3年5月23日、8月22日、11月21日、4年2月13日、3月20日の5回を予定	
	各部会	総務部会はほぼ毎月開催、他の部会は行事等に合わせて適宜開催	
活動費の活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	総務部会活動	【目的】笠岡地区まちづくり計画に基づいて、各事業の進捗状況を確認しながら地域の活性化を図る。 【効果】役員や委員の資質向上及び連帯感の醸成。	・総会・講演会の開催 総会と合わせて地域おこしの講演を拝聴し活動に役立てる。 ・ワークショップの開催 テーマを決めて地域の課題解決に取り組む。
	くらし部会活動	【目的】自主防災会及び消防団等と連携して防災について学習し、自助・共助の力を培う。 【効果】災害に対する意識の高揚及び被害の抑止。	・第4回防災学習会の開催 コロナ禍における災害等への対処方法を学ぶ。 ・各地区の出前講座の推進 防災マップを活用した地域座談会を開く。
	子育て部会活動	【目的】第7回子どもふれあい祭りを開催し、昔遊びを通じて子ども達の交流を図り地域の絆を深める。 【効果】学校及び保護者と地域の連携強化。	・「子どもふれあい祭り」の開催 小学生親子を中心に昔遊びを通じて親睦を図る。 ・「見守りプレート」の普及活動 自転車前かごの見守りプレートを新1年生保護者に配付して協力を呼び掛ける。
	福祉部会活動	【目的】井戸会館を活用し、運動教室や出前講座を開催して介護予防と健康寿命の延伸を図る。 【効果】高齢者の福祉の増進。	・井戸会館活用 「いきいき100歳体操」の開催 「折り紙教室」の開催 「出前講座」の開催 ・花いっぱい活動 拠点周辺の環境美化に取り組む。
	文化部会活動	【目的】笠岡町の歴史を知る会の活動に取り組み、故郷の良さを伝えながら会員相互の連携を図る。 【効果】地域への愛着の増加。	・歴史冊子の活用 「笠岡遊覧恋の浮雲」「笠岡の歴史散見集」などの歴史冊子を基に研修会を実施する。 また、小学4年を対象に「笠岡の今と昔」の副読本を作成して地域学に役立てる。
	広報部会活動	【目的】毎月の広報紙を通じてまちづくり協議会の活動を伝え住民意識を高める。 【効果】まちづくり協議会の活動浸透。	・会報「まち協かさおか」の発行 令和3年4月～4年3月を予定
	地区運営委員会活動	【目的】各地区がそれぞれの課題解決に取り組みながら地域の連携と会員の親睦を図る。 【効果】地域住民の連帯感の増加。	・地域の活性化活動 親睦もちつき大会の実施 笠岡雛めぐりの協賛

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 笠岡地区まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,978,000	
その他収入	0	
計	1,978,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	800,000	会長28,440×12月、事務主任1,030×37H×12月
賃借料	240,000	井戸会館賃借料@20,000×12か月
光熱水費	96,000	井戸会館賃借分電気・水道代@8,000×12か月
運営費	418,000	
消耗品費	60,000	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	30,000	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	80,000	〃
手数料	10,000	〃
使用料及び賃借料	238,000	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	424,000	
総務部会活動	56,800	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
くらし部会活動	31,000	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
子育て部会活動	74,200	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
福祉部会活動	41,000	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
文化部会活動	64,000	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
広報部会活動	77,000	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
地区運営委員会活動	80,000	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,978,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運營費積算

計	418,000	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
事務用品代	60,000	月 5, 0 0 0 円 × 1 2 か月 = 6 0, 0 0 0 円 角型封筒、コピー用紙、はがき用紙、ゴミ袋他
計	60,000	

食糧費

内 容	金 額	積 算
会議用お茶代	30,000	60円×500本(総会、役員会、防災学習会他)
計	30,000	

印刷製本費

[illegible]

修繕料

[illegible]

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
電話代	45,000	笠岡放送 月額3,750×12か月
郵便代	35,000	切手代@84×200枚=16,800円、@63×200枚=12,600円、 @10×50枚=500円、その他郵便5,100円
計	80,000	

手数料

内 容	金 額	積 算
パソコン教室受講手数料	10,000	1時間1,000円×10回（事務員スキルアップ用）
計	10,000	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
会場借上料	30,000	井戸会館集会室等使用料@1,500×20回
機器借上料	156,000	コピー代@13,000円×12か月
回線使用料	47,000	笠岡放送インターネット使用料(年額)
駐車場使用料	5,000	事務所来庁者用コインパーキング代（他事業により駐車場満車の場合）400円×12台分
計	238,000	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

総務部会活動

56,800

月

内 容	金 額	積 算
講演会	18,000	総会後に開催、講師謝礼@9,000円×2時間
計	18,000	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

活動名 くらし部会活動

事業費計 31,000 円

報償費

内 容	金 額	積 算
防災学習会	18,000	講師謝礼 @ 9,000×2時間
地域活動勉強会	3,000	講師謝礼@ 1,500×2回
計	21,000	／

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

内 容	金 額	積 算
部会	4,000	会議資料@40×8人×5回=1,600円 お茶@60×8人×5回=2,400円
防災学習会	6,000	会議資料@40×60部=2,400円 お茶@60×60本=3,600円
計	10,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

活動名 子育て部会活動

事業費計 74,200 円

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

内 容	金 額	積 算
部会	7,000	会議資料@40×10人×7回=2,800円 お茶@60×10人×7回=4,200円
子どもふれあい祭り	40,000	プラ板セット、羽子板作り文具 ※昨年実績50,661円
自転車前かご見守りプレート作成	3,200	@64×50セット H27A4×1/2サイズ・ラミネート加工、結束バンド、ポリ袋
計	50,200	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

食糧費

内 容	金 額	積 算
子どもふれあい祭り	24,000	お菓子代@300×80袋 ※昨年度実績21,900円 ✓
計	24,000	✓

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

福祉部会活動

41,000

月

内 容	金 額	積 算
スマホ教室	16,800	指導謝礼@ 1, 4 0 0 × 1 2 回 = 1 6, 8 0 0 円
計	16,800	✓

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
部会	3,500	会議資料@40×7人×5回=1,400円 お茶@60×7人×5回=2,100円
100歳体操介護予防教室	14,200	アルコール消毒液@5,000×2本=10,000円、除菌ティッシュ@600×7個=4,200円
花いっぱい活動	6,500	花苗代@80×50本=4,000円、肥料代2,500円
計	24,200	/

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

文化部会活動

64, 000

四

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible][illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

広報部会活動

77,000

四

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

内 容	金 額	積 算
部会	3,000	会議資料@40×5人×6回=1,200円 お茶@60×5人×6回=1,800円
会報「まち協かさおか」発行	47,500	A3コピー用紙@4,000×10箱=40,000円、カラー用紙2,500枚-7500円
会報「まち協かさおか」発行	25,000	印刷機インク代12,000円（令和2年度実績並み）、マスター用紙13,000円
計	75,500	

役務費

内 容	金 額	積 算
支援センター登録料	1,500	普通会員・年会費1,500円
計	1,500	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

地区運営委員会活動

80,000

月

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible][illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

令和3年3月23日

井戸会館使用許可書

笠岡地区まちづくり協議会
会長 梶 平 一 平 様

笠岡西地区コミュニティ推進協議会
会 長 岡 部 尊 樹 

令和3年3月22日付けで申請のあった件について、次のとおり使用を許可します。

記

- 1 使用部分 井戸会館1階 事務室
- 2 使用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの
各週月曜日・水曜日・金曜日の14:00～17:00
- 3 使用料 毎月20,000円
※毎月末日までに翌月1カ月分の使用料を管理者が指定する方法により支払う。ただし、4月分の使用料は4月末日までに支払う。
※使用料は1月単位で計算するが、1カ月に満たない月はその使用日数に応じて、日割り（1日あたり666円）で計算する。
- 4 使用目的 笠岡地区まちづくり協議会事務所
- 5 その他 その他井戸会館施設等利用にあたっては、双方協議の上定めたものに
従うこと。

令和3年度井戸会館事務室使用についての覚書

井戸会館事務室使用について、笠岡西地区コミュニティ推進協議会 会長 岡部尊樹（以下「甲」という）と笠岡地区まちづくり協議会 会長 榊平一平（以下「乙」という）は、次のとおり覚書を交換する。

記

1. 事務所の開館時間について
 - ① 通常の開館時間は、月・水・金曜日の午後2時～5時までとするが、部会等の会合で夜間使用する場合がある。
2. 鍵の管理方法について
 - ① 乙は、甲からマスターキー1個を借用する。
3. 書類の保管場所について
 - ① 乙は、書類・物品の保管場所として、物置(旧ボイラー室)を借用する。
 - ② 乙は、印刷機・紙折り機・裁断機・保管庫(各1台)の置き場として、1階の階段横倉庫を借用する。
4. 事務室以外の使用について
 - ① 乙は、2階集会室を使用した場合には、規定の利用料(地区料金)を甲の指定する方法により支払う。
 - ア 総会は6月第2日曜日の午前中を予定
 - イ 役員会は2月・3月・8月・11月、日時未定
 - ウ 部会の行事 日時未定
 - ② 他の部屋及びスペースの利用料は免除とする。
5. 電話及びインターネット回線について
 - ① 乙は、電話・ファックス各1回線(笠岡放送と契約)を事務所に設ける。
 - ② 乙は、インターネット1回線(笠岡放送と契約)を事務所に設ける。
 - ③ 電話・インターネット等は、まちづくり協議会専用のものとする。
6. 光熱水費について
 - ① 電気及び水道料の月額料金は、金8,000円に改定し、甲からの請求をもって翌月の10日までに甲の指定する方法により支払う。
ただし、使用実績に基づき今後見直しを行うものとする。
 - ② 事務室のエアコンは、乙が取り替え工事をする。
7. 井戸会館に用件があった場合の対応について
 - ① 会館の使用については、榊平館長が対応する。
 - ② 他の用件については、必用に応じて岡部会長に連絡する。
8. その他必要に応じて甲・乙が協議する。

令和3年4月1日

甲 住所 笠岡市笠岡2627番地

氏名 笠岡西地区コミュニティ推進協議会
会長 岡部尊樹



乙 住所 笠岡市笠岡2627番地

氏名 笠岡地区まちづくり協議会
会長 榊平一平



笠岡地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、「笠岡地区まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)といたします。
(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を笠岡市笠岡2627番地に置きます。

第2章 目的及び活動

(目 的)

第3条 協議会は、笠岡市笠岡地区における住民の互いの支え合う心、豊かな感受性、協働の姿勢、たくましい行動力の醸成を図るとともに、地域課題を自分のこととしてとらえ、住民全体で話し合いによって解決し、一人ひとりが心も身体も健康で、笑顔で安心して暮らせる地域社会をみんなで作ることを目的とします。

(活 動)

第4条 協議会は、目的を達成するために次の活動を行います。

- (1) 事業調整活動 既存の活動団体と連携して、協調できる活動を調整して支援をします。
- (2) 生活改善活動 生活習慣の育成等の啓発活動、健康や安全にかかわる改善活動などにより身近な生活の改善を進めます。
- (3) 保護支援活動 子ども、高齢者、障がい者等に対して、安全で安心して生きがいをもって生活ができるような支援を進めます。
- (4) 文化伝承活動 笠岡の成り立ちを知り、伝え、新しい笠岡の町に夢を馳せる豊かさを持たせるための支援を進めます。
- (5) 相互交渉活動 地域の話し合いを大切にして、みんなでまちづくりを考えていくことのできる場づくりに努めます。
- (6) その他 目的を達成するための活動を行います。

第3章 組織

(会 員)

第5条 協議会は、笠岡地区に居住するすべての住民及びこの協議会の目的に賛同する個人並びに団体を会員とします。

(委 員)

第6条 協議会に、次の委員を置きます。

- (1) 笠岡地区の各種団体が推薦する者
 - (2) 各地区運営委員会が推薦する者
- 2 委員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。
- 3 委員は、第7条に定めるいずれかの部会又は地区運営委員会に所属します。

(協議会の組織)

第7条 協議会に、次の組織を置きます。

- (1) 総会

- (2) 役員会
- (3) 部会
- (4) 地区運営委員会
- (5) その他協議会が必要と認めた組織

第4章 構成

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置きます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部会長 各1名
- (4) 地区運営委員長 各1名
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名

(選任)

第9条 会長、副会長、監事及び顧問は、役員会において会員の中から選任し、総会で承認を得るものとします。

- 2 部会の部会長及び副部会長は、各部会において選任します。
- 3 地区運営委員会の委員長及び副委員長は、各地区運営委員会において選任します。

(職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、協議会を統括します。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行します。
- 3 監事は、会計の監査及びその他必要な事項を監査します。
- 4 顧問は、適宜助言及び指導を行います。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、会長職については最長3期までとします。

- 2 役員は、後任の役員が選任されていない場合は、任期末日後の最初の総会が集結するまで、その職務を行わなければなりません。
- 3 役員が職務途中で交代したときの後任の役員の任期は、前任者の残任期間とします。

第5章 総会

(総会の構成)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会の2種とします。

- 2 総会は、委員をもって構成します。ただし、会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができます。

(総会の機能)

第13条 総会は、次の事項を審議します。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 役員の承認に関すること
- (3) 活動計画及び収支予算に関すること。

(4) 活動報告及び収支決算に関すること。

(5) その他協議会の運営に関すること。

(総会の開催)

第14条 定期総会は、毎事業年度1回開催します。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催します。

(1) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 委員の総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、会長が招集します。

2 会長は、前条第2項第2号の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3 総会を招集するときは、少なくとも総会開催の7日前までに、総会の日時、場所、目的及び審議事項を書面で通知しなければなりません。

(議長)

第16条 総会の議長は、総会に出席した委員の中から選出します。

(定足数)

第17条 総会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができません。ただし、委任状がある場合は、出席とみなします。

(議決)

第18条 総会の議決は、出席者の過半数をもって可決します。可否同数の場合には、議長の決するところによります。

(議事録)

第19条 総会の議事録は、事務局が作成し、署名押印した上で、議長及び会長の検印を受けなければなりません。

第6章 役員会

(役員会)

第20条 役員会は、必要に応じて開催し、次に掲げる事項を処理します。

(1) 総会に諮る議案（年次活動計画及び活動報告並びに収支予算案及び決算案など）の取りまとめ及び総会への付議に関する事項

(2) 活動の計画及び報告に関する事項

(3) 予算管理に関する事項

(4) その他協議会の運営及び活動に関する事項

(役員会の準用)

第21条 役員会の運用は、総会の規定を準用します。

2 役員会の議事録は、事務局が作成します。

第7章 部会及び地区運営委員会

(部会の構成及び活動)

第22条 部会の名称及び活動は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 総務部会 各部会の活動及び各種団体の事業との調整など、主として協議会全体にかかわる活動
 - (2) くらし部会 安全、安心及び健康な暮らしを支援するために必要な活動
 - (3) 子育て部会 子どもを守り、育てるために必要な活動
 - (4) 福祉部会 高齢者及び障がい者等が安心して豊かに暮らすために必要な活動
 - (5) 文化部会 笠岡の歴史や文化遺産などを調べ、資料にして伝える活動
 - (6) 広報部会 協議会の活動を会報で伝えたり、整理保存する活動
- (部会の役員)

第23条 部会には、次の役員を置きます。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 部会長は、部会を代表し、部会を統括します。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは代行するとともに、部会の会計も担当します。

(地区運営委員会の構成及び活動)

第24条 地区運営委員会は、それぞれの地区の問題点や課題を部会や役員会に提言し、その解決に努めます。併せて、協議会で決定した活動を行います。

2 地区運営委員会は、次のとおりとします。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 東地区運営委員会 | 大磯地区、伏越地区 |
| (2) 宮地・浜田地区運営委員会 | 宮地地区、浜田地区 |
| (3) 中央地区運営委員会 | 殿南地区、仁王堂地区、本町地区 |
| (4) 住吉・西の浜地区運営委員会 | 住吉地区、西の浜地区 |
| (5) 西地区運営委員会 | 西西地区、正寿場地区、西東地区、川南地区 |
| (6) 川北地区運営委員会 | 川北地区 |
| (7) 殿北地区運営委員会 | 殿北地区 |
| (8) 追分地区運営委員会 | 追分地区 |

(地区運営委員会の役員)

第25条 地区運営委員会には、次の役員を置きます。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長は、地区運営委員会を代表し、地区運営委員会を統括します。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは代行するとともに、地区運営委員会の会計も担当します。

(部会及び地区運営委員会の運用)

第26条 部会及び地区運営委員会の運用は、総会の規定を準用します。

2 議事録は、各部会及び各地区運営委員会が作成します。

第8章 会計及び会計年度

(経費)

第27条 協議会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てます。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第9章 事務局及びその他

(事務局)

第29条 協議会の事務を処理するため、事務局を置きます。

2 事務局には、事務主任及び必要な職員を置きます。

3 職員の任免は、会長が行います。ただし、事務主任は、役員会に諮り会長が任免します。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、役員会の議をへて会長が別に定めます。

(その他)

第30条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、役員会の議をへて会長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年4月1日から施行します。

(役員選任の特例)

2 第6条第1項2号の規定にかかわらず、最初の委員は行政協力委員長又は各地区の行政協力委員会が推薦する者とします。

3 第9条第1項の規定にかかわらず、協議会の最初の会長は、榊平一平、副会長は、秋田悦子、黒田英樹、監事は、大口範子、藤井育雄とします。

(招集の特例)

4 第15条の規定にかかわらず、最初に開かれる総会は、笠岡地区まちづくり協議会設立準備委員会の委員長が招集します。

(会計年度の特例)

5 第28条の規定にかかわらず、協議会の会計年度の始期は、この規約の施行日とします。

附 則

(選 任)

第9条 会長、副会長、監事及び顧問は、役員会において会員の中から選任し、総会で承認を得るものとします。

(総会の機能)

第13条 総会は、次の事項を審議します。

(2) 役員の承認に関すること。

この規約は、平成26年6月8日から施行します。

附 則

(任 期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、会長職については最長3期までとします。

2 役員は、後任の役員が選任されていない場合は、任期末日後の最初の総会が終結するまで、その職務を行わなければなりません。

この規約は、平成29年6月11日から施行します。

笠岡地区まちづくり協議会組織図

